

同一労働同一賃金とは何か⑤

これまで4回にわたって悩んだ。

て連載してきた同一労働同一賃金のテーマだが、よくある相談の一つに休暇の問題がある。「特定の休暇を正規雇用のドライバーだけに与える扱いでよいのか」という相談だ。

有給の取得が難しい現状

運送業のドライバーという仕事は、自動車を走らせることで初めて売り上げに貢献するという側面がある。そのため、ドライバーの休暇取得自体をよしとしない風潮がいまだに多いのが現状だ。年次有給休暇の取得すら浸透していない現状がある。

そんな中で、いわゆるお盆休みなどの夏期休暇、年末年始休暇などの休暇をこれまで認めるかは企業にとっては大きな

そうならば、正規雇用

夏の休暇や年末年始休暇も関係なく輸送が求められる業界では、お盆も正月もないことがある。本音を言えば、年中無休で走ってほしいところだが、ドライバーの人手不足は深刻だ。近年のドライバーの人手不足は深刻だ。近年のドライバーの人手不足は深刻だ。

穴埋めは有期雇用者が担う

正規雇用のドライバーには、夏期休暇や年末年始休暇を与えるだけでなく、冠婚葬祭の時の慶弔休暇、ドライバーが病気でやけがで長期間運転ができない場合の病気休暇が有給扱いなの

2020年10月15日の日本郵政事件最高裁判決だ。夏期・冬期休暇が正規社員だけにしか与えられないこと、正社員は

た事件だ。最高裁は、この格差をいすれも「違法」と判断したのだ。

これらの休暇の趣旨・目的からすると、正規と非正規でこれを区別する理由がない、という判断だ。夏期・冬期休暇の格差が違法とされたことは非常に必要がある。も

休暇の趣旨や目的から判断

2020年10月15日の日本郵政事件最高裁判決だ。夏期・冬期休暇が正規社員だけにしか与えられないこと、正社員は

この点に結論を出した事実は採用のために必要不可欠だ。

非正規を区別して穴埋めするのはではなく、全員でカバーすることが求められる。お盆・正月などに走ってく

とだ・さとし=1979年生まれ。鳥取県出身。中大法卒。2009年弁護士登録。企業労務専門弁護士。全国の企業・社労士事務所の顧問。運輸・物流業界の労務・法律問題に精通し、予防法務から紛争対応まで幅広く活動。

【日本郵政事件最高裁判決での休暇関係の結論】

	休暇・手当の内容	休暇・手当の趣旨・目的	結論(※)
夏期・冬期休暇	夏期・冬期の祝日	年休や病欠とは別に労働から離れた機会を与えて心身の回復を図る	×
病気休暇	私傷病の際、正社員は有給での休暇/契約社員は無給でしかも年10日に限定	解雇を猶予して安心して療養に専念させ、健康回復を図る	×

※○：格差が許される ×：格差が許されない

非正規を区別して穴埋めするのはではなく、全員でカバーすることが求められる。お盆・正月などに走ってく

とだ・さとし=1979年生まれ。鳥取県出身。中大法卒。2009年弁護士登録。企業労務専門弁護士。全国の企業・社労士事務所の顧問。運輸・物流業界の労務・法律問題に精通し、予防法務から紛争対応まで幅広く活動。